

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

国民年金保険料の免除等のご案内

本庁住民税務課

電話 0994-22-3039

支所住民税務課

電話 0994-25-2511

鹿屋年金事務所

電話 0994-42-5121

①全額免除・一部納付申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付になります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※離職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。（詳しくは鹿屋年金事務所・役場年金窓口へお問い合わせ下さい。）

○学生なので保険料が払えない・・・という方に

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方については、**学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度**をご利用いただけます。

申請はお住まいの市区町村役場の国民年金窓口で行って下さい。

なお、**申請は毎年必要**です。



「リカレント講座 2010」開催

法務局では、「リナシティかのや」で開催されている「リカレント講座」において委嘱を受けて、下記の内容について講座を開催いたします。受講を希望される方はお問い合わせください。

- 【日 時】 平成22年5月19日（水）から11月17日（水）までの毎月1回、第3水曜日の計6回（ただし、8月は除く）午前10時から午後12時まで
- 【場 所】 「リナシティかのや」鹿屋市市民交流センター
- 【内 容】 不動産登記制度（相続・遺言など）、戸籍、供託制度、人権擁護行政
- 【講 師】 鹿児島地方法務局職員及び公証人

※リカレント…社会人が知識を高めること

【お問合せ先】

「リナシティかのや」鹿屋市市民交流センター ☎0994-35-1001